

町営住宅家賃の誤徴収による過大徴収額等について

本年 3 月 13 日に公表しました町営住宅家賃の誤徴収につきまして、過大徴収額等を調査し、返還額を取りまとめましたのでお知らせします。

1 概要

- ・ 家賃算定において、(1)裁量世帯の子どもの年齢要件の適用誤り、(2)特定扶養の年齢要件の適用誤り、(3)扶養控除の適用誤りによりまして、一部の入居者に対し、家賃の過大徴収が生じていました。
- ・ 過大徴収額の算出が可能な平成 25 年 4 月から本年 3 月までに徴収した家賃を対象に調査を実施しました。

2 誤徴収に伴う過大徴収額等の返還額

- (1) 該当世帯：31 世帯（うち、退去済 22 世帯、承継 1 世帯）
※承継：名義人の死亡等により、家族等が名義人となったもの。
- (2) 過大徴収額計：5,317,100 円
(3) 返還利息額計：1,434,799 円
(4) 返還額合計：6,751,899 円

《内訳》

○令和 7 年度分

(金額の単位：円)

| | 対象世帯数 | A：過大徴収額 | B：返還利息額 | C：返還額合計 (A+B) |
|---------|-------|---------|---------|---------------|
| (1)裁量世帯 | 2 | 288,800 | 6,277 | 295,077 |
| (2)特定扶養 | 3 | 387,600 | 6,734 | 394,334 |
| 計 | 5 | 676,400 | 13,011 | 689,411 |

○平成 25 年度～令和 6 年度分

(金額の単位：円)

| | 対象世帯数 | A：過大徴収額 | B：返還利息額 | C：返還額合計 (A+B) |
|----------|-------|-----------|-----------|---------------|
| (1)裁量世帯 | 14 | 2,665,700 | 803,922 | 3,469,622 |
| (2)特定扶養 | 12 | 1,742,900 | 571,550 | 2,314,450 |
| (3)裁量+特定 | 2 | 159,300 | 27,266 | 186,566 |
| (4)扶養控除 | 2 | 72,800 | 19,050 | 91,850 |
| 計 | 30 | 4,640,700 | 1,421,788 | 6,062,488 |

- ・ 「(1)裁量世帯」と「(3)裁量+特定」の対象世帯数のうち 1 世帯は重複
 - ・ 「令和 7 年度分」と「平成 25 年度～令和 6 年度分」の対象世帯数のうち 3 世帯は重複
- ※返還利息額は、返還日を令和 8 年 9 月 30 日と仮定して算出

3 返還の対応

- (1) 令和 7 年度分については、返還額等に関する通知を發出済みで、令和 8 年 5 月 20 日に振込手続きを行いました。また、平成 25 年度～令和 6 年度分については、予算措置後、速やかに返還に向けた手続きを進めてまいります。退去等で調査を要する世帯については、追って当該通知書を發出します。
- (2) 老人扶養控除が適用された昭和 52 年 4 月（特定扶養は平成 3 年 4 月）から平成 25 年 3 月までに徴収した家賃については、対象となる方の申出により返還の対応を行います。申出の期限は令和 9 年 3 月末までとし、申出に係る提出書類の詳細は、町ホームページ等で周知します。

4 その他

現存入居中の対象者については、本年 4 月分の家賃から正しい額を適用しています。